

〇〇局－21－389号 個別労働関係紛争あっせん申請事件

申請人 B

相手方 相手方A株式会社

## 答弁書

平成22年〇月〇日

〇〇紛争調整委員会 あっせん委員 殿

〒〇〇

〇〇県〇〇市〇〇1－4－3

A株式会社

代表取締役〇〇 印

電 話 03－〇〇

F A X 03－〇〇

第1 あっせんを求める事項に対する答弁  
認められない。

第2 あっせんを求める理由に対する認否

- 1 「私は平成22年1月16日に1年契約・月20万円の給与で採用されました」との主張は認める。
- 2 「9月1日に日頃から私に厳しく当たるC課長から理由もなく辞めろといわれ辞めさせられました」との主張は否認する。詳細は第4において主張するが、C課長は9月1日に申立人に対し、勤務態度に問題があり注意をしたところ、申立人が辞めてやるといって退社し以後入社しなかったものである。C課長は、申立人が何度注意されても反省しないので、やる気がないなら辞めたらどうかと発言したが、課長には申立人を解雇する権限はないし、発言内容からも申立人の奮起を促したもので解雇の意思表示とは到底言えない。
- 3 「会社からは解雇予告手当も振り込まれました」との主張は否認する。相手方は、申立人が解雇予告手当を支払えと要求してきたので、解雇したわけではないが、申立人の退職の意思をはっきりさせ相手からもそれを了解する意味で相当額を送金したに過ぎない。